

GLOBE

グローブ 2019 夏

98



(公財) 世界人権問題研究センター

「全国水平社創立の地」記念碑と説明板



京都市左京区の岡崎にあるロームシアター京都の敷地内に、「全国水平社創立の地」を記念する石碑があります。これは、全国水平社の創立大会の開催地を示すものとして、水平社創立 60 周年を記念し、1982 年に京都市が建立したものです。京都市は世界人権宣言の採択 70 周年と市の人権月間である 12 月にあわせるかたちで、昨年 12 月、この記念碑に新たに説明板を設置しました。

説明板には、創立大会が行われた京都市岡崎旧公会堂の写真とともに、大会開催に至る経緯や創立宣言（水平社宣言）の紹介、京都市の人権に対する姿勢などが書かれています。

2022 年には、水平社創立 100 周年を迎えます。その創立の意義について考えることのできる地です。

GLOBE

GLOBE No. 98 2019 summer 目次

連 載	新しい人権問題への対応（その十四）……大谷 實
外部寄稿	多文化共生施策のさらなる 推進に向けて……森本 幸孝
連 載	世界の人権はいま ― 普遍的定期審査の現場から ―（その十）……坂元 茂樹
プロジェクトチーム一	インターネット社会における サイバー・サーベイランス……杉木 志帆
プロジェクトチーム二	絵図のオープンアクセス化と 部落史研究……廣岡 浄進
プロジェクトチーム三	学校外教育費にみる教育機会の格差 ……田中 宏樹
プロジェクトチーム四	地球課題への多国間での取り組み ― G7 環境大臣会合に出席して ……林 陽子
プロジェクトチーム五	近代史のなかの 「外国人労働者の受け入れ」……古屋 哲
プロジェクトチーム六	職場におけるハラスメント 防止法制と課題……上田 達子
人権の窓	開設十年目を迎えた「京都府家庭 支援総合センター」について ……福井 千津
事業案内	2019年度 人権大学講座 ……
事業案内	ボランティア人権ガイドのご案内 ……

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。
■表紙のテーマ「表現することで私になれる」…『T. ブラムスとショパンのひまわり』
■作品は「天才アート」< (特定非営利法人) 障害者芸術推進研究機構提供 > 影山弘樹 1991年生れ

新しい人権課題への対応(その十四)



研究センター理事長
前学校法人同志社総長

大谷 實

一九五〇年に制定された精神衛生法は、前号で指摘したように、それまでの私宅監置制度の経験を踏まえて、精神障害者を精神科病院に入院させて医療保護を行うという入院中心の医療保護体制を目指しました。そこで、①精神病のために「自らを傷つけ、他人を害するおそれ」(自傷他害のおそれ)のある障害者を知事の権限で強制的に入院させる「措置入院」制度、②親や兄弟等の保護義務者の同意があれば病院側が強制的に入院させることのできる「同意入院」制度といった、強制入院中心の医療保護体制を確立することにしました。

その結果、精神障害者に対しては何よりも入院が先決

といった社会的風潮もあって、本当に医療保護が必要な患者であるかどうかを見極める手続を厳格に守らず、安易に入院させては退院を容易に認めない、しかも、病院内では病気を治すためという理由で外出や行動の自由を制限するといった人権無視の実態が浮き彫りになりました。精神障害者の処遇が大きな社会問題となったのです。やがて国際的な批判も浴びることとなり、日本政府は国連人権委員会から精神保健サービスの改善を勧告されるという屈辱的な事態を招いたのです。

日本政府は、こうした事態を放置することができなくなり、今から三一年前の一九八八年七月一日、精神衛生法を精神保健法という法律に改めるとともに、これまでの入院中心の医療保護体制から地域中心の医療保護体制を目指して「精神科病院から社会復帰施設へ」といった転換を図り、精神科医療における人権に配慮しつつ適正な精神科医療の確保を図ろうとしました。以来、数次の法改正を経て、二〇一三年六月に現行の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(「精神保健福祉法」)が制定され、二〇一四年四月から施行されたのです。

精神障害者の人権は、精神障害者に対する差別や就労問題など多方面に及びますが、何よりも重要なものは、

強制入院、退院および病院における行動制限などの身体・行動の自由の制限です。そこで、精神保健福祉法は、精神科病院の入院形態として、①患者本人の意思による「任意入院」、②自傷他害のおそれを理由とする「措置入院」、③家族の同意に基づく「医療保護入院」、④精神科における救急医療としての「応急入院」という四つの入院形態を認めることにしました。

①の任意入院は、一般の入院と同じように患者本人の自由な意思に基づくもので、精神科医療における入院を一般の入院と同じようにするための規定であります。②③④は患者が拒否しても有無を言わせないで入院させる強制入院です。改正前の入院はすべて強制入院でしたが、主として人権尊重の観点から、精神科医療も本人の意思を尊重した入院とすることを原則することにしたのです。現在、精神科病院の入院患者は全部で約三〇万人ですが、そのうち任意入院の患者数は約一五万七千人でありまして、全体の半数以上となっております。

それでは、②③④の患者は、どうして無理やり入院させても良いのでしょうか。外国では、入院させるのはその障害者が社会的に危険だからだという考え方に立って、犯罪者と同じように厳格な要件と手続で入退院させ

る国もあります。これに対して日本の精神科医療は、精神障害者は自分にとつて利益となることを理解し判断することができないから、国が親代わりとなって医療保護を受けさせるといふ国親思想（パレンス・パトリエ）に基づいています。患者の人権を擁護しながら適正な医療保護を提供するのは国の責務であるという政策を採っています。

それでは、現在の精神保健福祉法で人権上の問題はいいのかということですが、確かに、入退院の手続が整備され、また、精神医療審査会という機関を設けて、入院や退院が適正に行われているか、また、院内の処遇に不当な身体・自由の制限はないかといった審査が、すべての患者について行われるようになり、かなり改善されたことは事実です。さらに、適正な医療保護の実施という面でも顕著な改善が見られます。しかし、最近の新聞報道で問題となつたように、閉鎖病棟では公衆電話の設置が義務付けられているのに、設置を怠っている病院が相当数あるようで、法制度としては改善されているのに、現場ではそれが守られていない例がしばしば問題となっており、精神障害者の入院や退院、行動制限について、社会の関心、特に行政の監視が求められるゆえんであります。

多文化共生施策のさらなる 推進に向けて

京都市総合企画局国際化推進室
交流推進担当課長

森本 幸孝

「平成」から「令和」への御代となり、まもなく三箇月が経過しようとしています。「令和」の時代が、すべての市民の皆様にとりまして、すばらしい時代となることを心から祈念しております。さて、その令和の御代となる1箇月前の平成三十一年四月一日、いわゆる「改正出入国管理法」が施行されました。京都市には平成三〇年一二月時点で四万六千四百五十一人の外国籍市民の方がお住まいになられていますが、これを機に、更に多くの外国籍市民の方が京都市にお越しになることが予想され、多文化共生の取組の重要性が増々高まっております。千年以上の長きにわたり日本の中心であった京都では、歴史に育まれた伝統を大切に継承し、世界中から学

問、芸術、技術等が集まり、多様な文化が共生してきました。このような歴史を有する京都市では、昭和五三年（一九七八年）に「世界文化自由都市宣言」を行い、「全世界のひとびとが、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに、ここに自由に集い、自由な文化交流を行う都市」、また、それを通じて「優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市」を都市の理想像として掲げました。

その実現に向け、平成九年（一九九七年）に京都市国際化推進大綱を策定、平成一三年（二〇〇一年）に策定した京都市基本計画においても「多彩な国際交流の推進」、「多文化共生社会の実現」等、国際化、多文化共生に関わる施策を掲げ、さらに平成二〇年（二〇〇八年）一二月には多文化共生施策などに関する基本的指針である「京都市国際化推進プラン」を策定し、外国籍市民をはじめとするすべての人々が暮らしやすく、活躍できるまちづくりの推進に努めてまいりました。

「京都市国際化推進プラン」では、多文化共生施策の大きな柱に、①コミュニケーション支援、②生活支援、③多文化共生の地域づくりを掲げております。少しですが、その柱の概要について御紹介します。

①のコミュニケーション支援における取組では、情報

提供・生活情報及び情報提供方法の多様化の推進や、日本語及び日本社会に関する学習環境の整備や日本語学習等に関する情報提供の充実を進めております。自分が思うことと伝える、又は相手の思うことを理解する、共生を図るうえで、まさに多文化共生の入り口の支援であるものと考えております。

②の生活支援における取組では、日常生活を送るうえで基本的に必要とされる情報を外国籍市民等の皆様に届け、また教育・子育て支援、福祉・保健・医療支援の充実や、近年注目されていることの多い災害時の取組の充実に努めております。

しかしながら、これらはツールの支援、情報の提供に関するものだけであり、外国籍市民等の皆様が地域の一員として真の共生を図るためには、③の多文化共生の地域づくりの推進が欠かせません。こういったことから、ボランティア活動を始めとする外国籍市民の皆様が活躍できる機会の提供や地域での交流の促進といった社会参画の促進、多文化を尊重する意識啓発や人材の育成等を行うなど、国籍を問わず、市民の皆様がお互いの理解を深める取組を進めているところでございます。

このように、京都市では多文化共生施策を着実に進めてまいりましたが、まだまだ道半ばの状況にあると考え

ております。

折しも、先程御紹介した「改正出入国管理法」の成立に合わせ、国において、一二六に及ぶ施策から成る「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が取りまとめられ、外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を、より強力かつ包括的に推進するとの方向性が示されました。その対策の一環として、京都市では全庁一体となつて、外国人材の受入れ・共生のための課題に対する方策を検討するための「多文化共生のまちづくり推進プロジェクトチーム」を設置しました。また、行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元的窓口として、「京都市外国籍市民総合相談窓口」を七月二日（火）に国際交流の中核的施設である京都市国際交流会館に開設し、これまでの取組を更に充実させる形で、多文化共生施策は新たな一步を踏み出しました。

「多文化が息づくまち・京都」の本領が、まさに試されようとしております。市民の皆様から様々な御意見を伺い、そして御理解と御協力をいただきながら、多文化共生の更なる推進に向けた取組を進めてまいります。ご

世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その十)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

北朝鮮の普遍的定期審査（UPR）において、グループ内での庇い合いが見られると指摘しましたが、これは中国に対する第一回UPRでも顕著に見られました。中国の第一回UPRは二〇〇九年二月九日に行われました。報告者グループ（トロイカ）を構成したのは、カナダ、インド及びナイジェリアでした。中国の審査にあたって、事前に質問を提出したのは、いずれも西欧先進国一か国でした。もっぱら、中国が締約国でない自由権規約が扱う問題、すなわち自由権に関する質問（たとえば、拷問や信教の自由、あるいは強制労働キャンペーンでの恣意的抑留など）が目立ちました。

当時は、チベットや新疆ウイグル自治区の少数民族

の取り扱いや、劉曉波氏が獄中であってノーベル平和賞授賞式に出られないという問題に国際社会の関心が向けられていました。こうした中であっても、中国は指定された期日に国家報告書を提出し、UPRに対して協力的な態度をとりました。しかし、先の問題に報告書が触れることはありませんでした。

他方で、中国の国家報告書では、中国の刑法や刑事訴訟法などが拷問による自由の強要や違法な証拠収集を明白に禁止していること、信教の自由については、中国は多様な宗教を信仰する人々を抱えており、憲法も信教の自由を保障しており、独立した三、〇〇〇を超える宗教団体があると述べるともに、これらの団体はみずから指導者を選んでいると説明されていました。しかし、実際にはこれらの宗教団体はいずれも中国共産党の指導の下にあり、その報告内容は現実と大きく乖離していました。

実際、審査の際に提出された国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）が作成した「集成」では、「生命に対する権利、身体の自由及び安全」の項目の下で、二〇〇八年に人権高等弁務官がチベット自治区におけ

るデモ参加者に対する公安の行き過ぎた実力の行使に懸念を表明するとともに、拷問禁止委員会が、民族的、宗教的少数者、さらにはチベット人やウイグル人、法倫功の信者といった脆弱な集団に対する拷問、虐待及び強制失踪などの主張に懸念を表明していることが記述されていました。また、同報告書は、信教の自由に関する特別報告者が中国政府に対して、キリスト教徒や法倫功の信者に対する逮捕、拘禁及び拷問を含む人権違反の主張を伝えていることを記述していました。さらに、拷問に関する特別報告者が、表現・集会・結社の自由を平和的に行使する人々に対して、「国家の安全を危険にさらす」として、公安や検察当局に広範な裁量を与え、「政治犯罪」の罪で有罪を宣告していることに憂慮を示し、これらの人々を釈放するよう求める記述もありました。

こうした国家報告書と国連が作成した報告書の内容の大きな乖離について、UPRでどのような質疑が行われるのが注目されました。UPRにおいては六〇カ国が発言しましたが、発言したアジア・アフリカ諸国やイスラム諸国などは、中国における少数民族の人

権状況については一切触れず、逆にこの問題を取り上げた西欧諸国の発言を政治化した態度として非難しました。たとえば、スリランカは、「チベットに対する批判を拒否する。チベットは中国の譲り渡すことのできない地域と考える」と反論しました。パキスタンも、チベット自治区に対する「(西欧諸国の)」発言を捉え、UPRの政治化の傾向だとして、これを非難しました。この他、UPRで発言したアジア諸国の一カ国のほとんどが、中国の人権政策を称賛しました。たとえば、インドは、ミレニウム・サミットの目標達成期間前に貧困を撲滅した中国の施策についてこれを称賛しました。同様の発言が、シンガポール、フィリピン、ブータン、ベトナム、インドネシア、タイ及びマレーシアによってなされました。

NGOであるヒューマンライツウォッチの表現を借りれば、中国に対する「過度の称賛と非難への臆病な態度」が、アジア諸国を含む途上国の発言に見られました。このように、グループ内での庇い合いがここでも見られました。次回は、こうした中国の審査でどのような勧告がなされたのかを見たいと思います。

インターネット社会における サイバー・サーベイランス



研究センター専任研究員

杉木 志帆

インターネット社会の確立にともない、国がインターネット通信を監視（サイバー・サーベイランス）し、国家安全保障上の脅威を未然に防ごうという動きが顕在化している。だが、サーベイランスは、その対象となった者のプライバシーの権利を侵害し、表現の自由にも委縮効果を生じさせうる。そこで問題となるのが、誰の何の情報監視されるのか、監視と権利保障とのバランスをどうとるのかという点である。

一．誰の情報が監視されるのか

サイバー・サーベイランスには、二つの方法がある。第一に、特定の対象者が送受信するインターネット通信を傍受する方法で、誰が監視対象者が明確である。イ

ンターネット社会の確立以前から、電話機の盗聴といったサーベイランスは、犯罪捜査等のために特定の人物を対象として行われてきた。ただ、米国家情報局の「統計に関する透明性報告書」によれば、アメリカ政府は外国諜報監視法七〇二条に基づき、二〇一七年時点で外国の約十三万もの個人・組織を監視対象としており、国内でも通信データの収集を大規模に行っているという。このように、以前には想定されえなかった規模での監視が今日可能となっている。

ついで、第二に、膨大なインターネット通信のなかから、キーワード検索等により、諜報機関にとって有用な情報を発見・収集する方法（大量傍受）がある。アメリカでは、二〇一五年に制定された自由法に基づき、現在、大量傍受が禁止されている。他方で、イギリスでは、安全保障上の利益や重大犯罪の防止等のために必要な場合、政府は調査権限規制法八条四項に基づき、傍受対象者・施設を特定せずとも国外の通信を傍受できる。また、その過程で国内の通信についても付随的に傍受することが許されている。このように、たとえサーベイランスの直接の対象者とはならなくとも、私たちの通信が大量傍受のために検索される可能性がある。

ただし、サーベイランスは秘密裏になされるため、国が誰の通信を実際に傍受・検索しているのかは、通常明

らかではない。そこで、ヨーロッパ人権裁判所はこれまで、通信に対する秘密裏の監視を可能とする法律が存在するだけで、その法律が適用される可能性のある者すべてにとつてサーベイランスの脅威が生じること、それゆえに権利への干渉が生じることを認めてきた。この立場は、実際に監視されているか否かにかかわらず、インターネット通信を利用する者すべてが潜在的に、サイバー・サーベイランスの対象者となると法的にみなすものといえる。

二二 何の情報が監視されるのか

サーベイランスにより傍受される情報は、通信内容と、「誰が・いつ・どこで」通信を行ったかを示すデータ（メタデータ）との二つに区別される。これまで、通信内容はメタデータよりも高い保護を受けると理解されてきた。しかし、通信内容とメタデータとの区別は、インターネット社会の確立とともに意義が失われつつある。実際、ヨーロッパ人権裁判所は、二〇一八年の *Big Brother Watch* ほか対イギリス事件判決において、メタデータの取得であっても、社会ネットワークや訪れた場所等の分析により、分析対象となった者の人物像を相当詳細に描写することができる指摘している。それゆえ、裁判所は、傍受により取得された通信データのうち、通信内容については解析できる者の範囲が制限されているにもかかわらず、メタデータについては制限がなく、広範囲に

利用される恐れがあることを理由に、調査権限規制法がヨーロッパ人権条約に違反すると判断した。

三三 監視と権利保障とのバランス

もっとも、現在の技術では、すべてのインターネット通信を傍受することは不可能であり、一部の通信に対するキーワード検索の後、ごく限られた通信データのみが保存・分析されるという。大部分の通信データがごく短期間で廃棄されるため、通信に対する検索は、権利への干渉の程度が低いとされる。そのため、ヨーロッパ人権裁判所は二〇一八年の判決においても、大量傍受の実施自体を条約違反とはせず、国家安全保障の確保という目的の下で正当化できるとの立場をとった。

この落としどころは、テロや重大犯罪との「闘い」を継続する必要性と、権利保障の必要性との間の均衡を、裁判所が模索した結果である。インターネット社会の確立は、サイバー・サーベイランスによる、プライバシーの権利等への干渉を前提とする社会の到来を意味している。ただ、今年の三月には、アメリカの国家安全保障局が愛国者法二一五条に基づく業務記録の収集を停止したとの報道があり、もはや業務記録の収集がテロ防止等には有効ではなくなくなったとの分析もある。サーベイランスの実施と権利保障との間のバランスは、技術の急速な発展にあわせて、流動的なものとなっている。技術発展にあわせた法整備を、途切れなく進める仕組みが求められる。

絵図のオープンアクセスと 部落史研究



研究センター研究員
大阪市立大学人権問題研究センター准教授

廣岡 浄進

絵図とは、前近代の技法で描かれた古地図のことである。近年の政府のデジタルアーカイブズ政策の下で、多くの歴史資料や文化財が高精細デジタル画像で、しかも無料でだれでもがインターネット閲覧できるようになってきている。絵図もその例外ではないばかりか、商用も含めて、それらの二次利用が進んでいる。たとえば、筆者宛ての電子メールには、たまたま「江戸古地図めぐりウォークツアー」なるガイドつき日帰り旅行のダイレクタメールが届いている。大手コンビニエンスストア系列の旅行社が募集していて、十回のうち第六回だということだから、一回につき約六千円だが、それなりの集客があ

るのだろう。このような、絵図を手街歩き観光というとりくみは、全国に広まっている。

また、教育の場に向けて、博物館や図書館などが所蔵する文化財を、地域学習や歴史学習の教材利用の実践例を添えて発信している動きもある。古文書などと異なり、絵図には直感的に理解しやすいという訴求力があるからだろう。

じつは、これらの現に公開されているデジタル絵図の中に、「穢多」「非人」など近世の被差別民への身分呼称の記載が少なからず見られる。このことを研究の立場から、どう考えたらよいのだろうか。全国部落史研究会では、絵図のデジタル公開についてプロジェクトの議論を経て、今年六月に開かれる大会で提言試案を示し、さらに一年かけて来年の総会にむけて会内で討議する。筆者は、この提言試案のとりまとめに関わっている。

絵図には多くの情報が詰まっている。研究利用のために、先学たちはひとつひとつの部落に足を運んだり、また丁寧な解説をつけることで、社会的影響への懸念に向きあってきた。現下のオープンアクセスの問題点は、解説はおろか、公開に至った経緯も見えないことにある。見切り発車で、問題提起を受けたらそのときに考えると

いうことだろうか。

この背景には、文教予算が削減されて教育研究の現場が疲弊している一方で、デジタル化には競争的補助金が用意されているという政策誘導があると思われる。国は、さまざまな団体や個人が持っている文化財をデジタル公開させて吸いあげて、一望にしようとしている。だが、いったんオープンデータとして出してしまうと、撤回できないとされている。このようなデータ化が抱えている問題については、別に論点の整理が必要であろう。

ところで、インターネットでは、新たな「部落地名総鑑」がばらまかれたことで、匿名の悪意を引き寄せて渦を巻いている。被差別部落の所在地を地図化し、探訪と称する記事を蓄積し、のみならず部落出身者の人名録を本人了解なく作り、さらに住所や電話番号などの個人情報報まで大量に暴露されたことで、民事裁判が進行中である。プロジェクトでの討論でも、これは研究ではなく、ヘイトクライムつまり差別煽動と呼ぶのが相当であり、マイノリティの法的アクセス権の視点を鑑みて、国連勧告にもあるように、法規制が急がれるという声もあった。

法務省は昨年一二月、インターネット上での同和地区

の摘示は「原則として削除要請等の措置の対象とすべきである」と、方針転換を通告した。この通告は、「例外的に削除要請等の措置を講じるのが相当でない場合」として「学術・研究等の正当な目的による場合であつて、かつ、個別具体的な事情の下で、当該情報の摘示方法等に人権侵害のおそれが認め難い場合」を挙げている。部落差別解消推進法に基づく運用だろうが、しかし、これは、すなおに読めば、学術研究もその内実を問うという国の論理が登場したことになる。

ただし、前述した提言試案への流れは、関係者を萎縮させることを意図するものではないことを、最後に改めて強調しておきたい。史資料の公開がなければ研究は進まない。したがって、史資料そのものの隠蔽、封印、廃棄、ましてやデジタル技術による改竄などはあってはならないことだと憂慮するものである。歴史の事実を明らかにすることが、迂遠なようでも、差別解消に資するというのが部落史研究の出発点であり立脚点でもあるはずだ。でたためな歴史観がインターネットを介して吹聴されているのも情報化社会の一断面である現実を押さえないながら、どのような史料公開のありかたが教育研究の可能性をひろげるのか、議論を深めたい。

学校外教育費にみる 教育機会の格差



研究センター研究員
同志社大学大学院総合政策科学研究科教授

田中 宏樹

教育基本法第四条には、経済的地位によって教育を受ける機会の均等が阻まれてはならないことが謳われている。義務教育の無償制や私学助成といった教育への公費投入は、この条文を根拠とするもので、日本においては、従来、初等中等教育期（中学校）を上限に、学校教育費を中心とする教育費への公的な負担軽減策が講じられてきた。

学歴別人口の構成比でみると、日本は諸外国に比べて、中卒比率が顕著に低く、高卒や大卒比率が相対的に高い。二〇一七年度の大学進学率は57.3%、高校

進学率は98.8%に達しており、日本の教育達成の水準は、国際的にみて高いレベルにある。高い就学年数を下支えしてきたのが、教育への公費投入に加え、家計による旺盛な教育支出であり、公私相まった金銭的支援が、経済的地位に起因する教育上の差別を防ぐとともに、教育達成の水準引き上げに、一定程度寄与してきたと考えられる。

ただし、就学年数が平均して高いことが、直ちに教育の利用や選択をめぐる機会均等の実現を意味すると解釈するのは、以下の二つの理由から、早計であるといわざるを得ない。第一に、初等から高等教育段階までの教育支出に占める私費負担の割合は、OECD平均が16%に対し、日本は28%と、私費への依存度が高い。このことは、塾や予備校、家庭教師といった「有償の教育機会」の提供が、各家計の経済状況の差を反映しやすいことを示唆している。第二に、教育費を左右する家計の所得分布が、近年、中間所得層を中心に低所得の側に移行しており、家計所得の低所得化が進行している。これにより、かつては旺盛であった家計の教育支出に陰りが生じ、所得階層間の教育支出の格差を拡大させている可能性が高い。

以上の二点を踏まえるならば、教育の機会均等を論じる際、それを金銭面から下支えする家計の教育支出、具体的には公費で賄われない学校外教育費に焦点を当て、その家計毎の支出実態を検証することが必須であるといえよう。

筆者は、以上のような問題意識から、「家計調査年報」(総務省統計局)の年間支出五分位階層別のデータを用いて、所得や支出の格差を検証する代表的指標の一つである「カクワニ係数」をもとに、学校外教育費の典型である補習教育(塾、予備校、家庭教師代等)をめぐり、支出階層間の格差の時系列的変化を計測した。カクワニ係数とは、端的にいえば、検証対象の消費支出(ここでは補習教育)の世帯間の偏りと、全消費支出の世帯間の偏りの差を計測し、その差が大きければ、全消費支出の偏りに比して、ある特定の消費支出の世帯間の偏りが大きい、すなわち世帯間の格差が大きいと判断するものである。

二〇〇〇年から教育段階別(幼小、中、高、大)に利用可能な「家計調査年報」のデータをもとに、カクワニ係数を計測してみると、補習教育全体については、二〇〇〇年以降上昇トレンドにあり、その傾向は、幼・

小学校段階の補習教育において顕著であることが確かめられた。このことは、中学校受験ブームを背景とする受験の早期化が、低学齢期における教育支出の世帯間格差を増長させている実態を示唆するものである。同時に、中学校に進学する段階で、家計の経済状況に起因する教育の利用や選択をめぐる機会均等が阻まれている可能性が提起されたとも解釈できよう。

高校生への授業料補助や大学生向けの給付型奨学金の拡充など、近年、教育への新たな公費投入の動きは始まっているが、その中心は依然として学校教育費であり、家計の経済状況に左右される学校外教育費は対象となっていない。経済的地位による教育の機会均等が阻まれないよう、家計の流動性制約を緩和すべく、低学齢期の塾代や家庭教師代を含む学校外教育費への公費投入の是非について、検討すべき時期に差し掛かっているといえよう。

△文献▽

田中宏樹(二〇一九)「有償の教育機会をめぐる家計間格差―カクワニ指標を用いた学校外教育費の不平等度の計測―」日本地方財政学会第二七回報告論文(二〇一九年六月一日～二日、於朱鷺メッセ)



研究センター研究員
弁護士
弁護士

林 陽子

先進国首脳会合（G7）は一九七五年のフランス・ランブイエ・サミットに始まり、先進国グループの政策協調のための機会として定着している。ジェンダーの課題は当初、先進国の首脳にとり無縁なことであったかもしれないが、一九九五年の北京女性会議を契機に採択文書の中で「女性」への言及が増え、その傾向は二〇〇〇年代に入って加速された。二〇一八年、カナダのトルドー首相はジェンダー平等をG7の課題すべてに主流化させることを目的に、ジェンダー平等諮問委員会（二〇名で構成）を発足させた。この試みは

二〇一九年の議長国であるフランスのマクロン大統領に継がれ、二〇一九年はフランス大統領府にG7のためのジェンダー平等諮問委員会（三五名で構成）が設立された。私は二〇一八年、二〇一九年の両年度にわたり、この委員を務めている。

委員の仕事のひとつは、サミット（首脳会議）に先立ち開催される大臣会合に出席し協議に参加することである。私は二〇一九年五月五・六日にフランス北部のメスで開催された環境大臣会合に参加する機会を得た。

二〇一九年のサミット（開催地はフランス南部のピアリッツ）の大きな特徴は、全体のテーマを「不平等との闘い」にしたことである。世界の政治や経済を不安定にさせているものは何か、それは「不平等」である、という認識が中心に据えられている。日本では「格差社会」という言葉が多用されるが、国際社会では「不平等」（英語のInequality）と表現しており、後者の方が言葉の中により明瞭に「違法である」という価値判断を含んでいると思う。

環境大臣会合では生物多様性条約に基づく初めての国家間アセスメント・レポートが直前に公表され、今後数十年間のうちに一〇〇万以上の動植物の種が絶滅するという警告が大きな話題になった。

生物の多様性が失われる原因のひとつは気候変動であり、温室効果ガスによる温暖化、干ばつ、洪水、山火事などが種に与える影響は見逃せない。電気や水道のない途上国の多くのコミュニティで、水や燃料の薪を集めるのは女性の仕事とされ、女兒の就学率・識字率の低さに影響している。児童婚がなくならない理由のひとつも、水汲みの労働力として若い嫁が必要だからだと説明されている。同時に女性は世界中で農業の主な担い手であり、女性の経験を災害の緩和(mitigation)や適応(adaptation)に活かすことが求められている。

さらに、気候変動よりも生物多様性を脅かす大きな原因は、都市への人口集中と人口ひとりあたりのエネルギー消費量の増加だと言われている。そして人口の移住、定住はジェンダーとも大きな関連を持っている。

女性の経験を環境政策に活かす意義は、被害者・弱

者としての視点を持つことに限られない。女性は政策の恩恵を受ける受け身の存在ではなく、積極的に現状変革の担い手(agency)として行動できなければならぬ。そのためには女性もつと、科学者・技術者・政策決定者として社会の中心に出て来る基盤が必要である。STEM (Science・科学、Technology・技術、Engineering・工学、Mathematics・数学)分野を学ぶ女性を増やすことはその第一歩であり、政府の意識的な取り組みが求められている。

フランス政府はフェミニストグループが推進してきた「ジェンダーに応答する環境アクション・研修(Gender Responsible Environment Action and Training、略称GREAT)」を支援し、G7大臣会合で採択がなされた。GREATに対しては、研修のみに焦点を当て、政府の資金拠出の約束がないとの環境NGOからの批判があるが、ジェンダー平等と環境をリンクさせ、初めの一步を踏み出した点は積極的に評価したい。言うまでもないことながら、それは二〇三〇年に向けたSDGs(持続可能な開発目標)の達成とも大いに関連している。

近代史のなかの 「外国人労働者の受け入れ」



研究センター研究員
大谷大学非常勤講師

古屋 哲

近代国家資本主義経済は、この底辺労働力を黒人奴隷、農奴、植民地人の獲得で補ってきたが、現代では外国人労働者との自由契約によって一時移人の政策がとられる。

入国管理局参事官を勤めた竹内昭太郎は、『出入国管理行政論』（信山社、一九九八年）にこう記している。ここでは、はじめ人びとが商品生産の労働へと力づくで動員されて「黒人奴隷、農奴、植民地人」となり、やがて自ら労働力を販売する賃金労働者となる、という労働力の近代史が踏まえられている。それは、マルクス主義経済学の言葉を借りれば、農村や植民地から労働力を抽出する「本源的蓄積」から、資本主義的生産の内部で「相

対的過剰人口」を介して労働力が循環する労働市場のメカニズムへと移行する過程である。

この過程について、農学者の山崎亮一はこんなふうに言っている。日本の資本主義的生産に外部から労働力を供給してきた国内農村人口は、一九八〇年代について涸渇し、本源的蓄積過程は終点に達した。その後の日本経済は、短期・非正規雇用と失業者などの相対的過剰人口を膨張させ、そこから景気局面に応じて労働力を産業に吸引し、排出する流動的労働市場メカニズムを確立したのだ、と。（『グローバルゼーション下の農業構造動態』御茶の水書房、二〇一四年・第5章）

この労働市場メカニズムは、しかし、農村からの労働力供給が途絶えたのちにも外部との関係を閉じていない。山崎は国内農村工業から途上国への対外直接投資へという一九八〇年代末の「低賃金労働力基盤の移行」に触れているが、同じ時期に外国人労働力の導入が始まったことを私たちは知っている。おそらく、世界の「中心」部の国内労働市場メカニズムは不完全であって、「周辺」部からの労働力供給を欠かせないのだ（山崎前掲：終章）。じつさい、現下の「深刻化する人手不足」すなわち「生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況」を理由として、この

4月、外国人労働者受入れの拡大をめざす「特定技能制度」が開始されたのだった。

このような歴史の図式が妥当だとすれば、かつての本源的蓄積の諸制度と今日の外国人労働力導入は、いずれも外部からの——資本主義的生産の外部、あるいは国内労働力市場の外部からの——労働力供給メカニズムであつて、両者に共通する構造的要因を考察することが可能である。なかでも再生産費用の外部化と強制力・暴力は、人権を考えるうえで重要であろう。

資本主義的生産は、外部の労働力を利用して、労働力再生産費用の一部を外部に負わせることができる。労働者と家族の再生産を保障できない低い水準の賃金と社会保障には、こうした構造的な根拠がある。しかも、現在の人手不足は企業が労働コストを極限にまで押さえ込んだ結果だとも言われており（野田進「人手不足と労働立法」）、また、社会保障費は全般的に削減されている。それでも外国人労働者の来日を期待できるのは、かれらの出身地域の賃金と社会保障の水準がさらに低いから、貧困だからである。そんなかれらとその家族が心に描き、現実に生きているのは、どんな人生であり社会なのか。こう問うことによつて、定住化と移民の是非をめぐる議論は、一国を超える視野のなかで見直されるだろう。

また、外部から労働者を徴集し生産に従事させる制度には、しばしば強制力がともなう。歴史的には、たとえば日本では組頭・組夫制度が、東南・南アジアでは農業プランテーションの労働者募集制度が発達したが、暴力と中間搾取をともなうこれらの制度と、現代のやはり多様な労働者派遣事業との間には連続性を見出しうる。歴史と社会に根をもつこうした労働慣行が、現代日本の技能実習制度の基盤をなす。国際多重派遣メカニズムが組織され、強制的なローテーション方式を実現したのである。そして今次の特定技能制度は、そこに総量制限と不況時の受入停止という量的規制の機能を加え、また企業の倒産や生産調整に備えて一定範囲内での転職を容認するなど、景気変動と労働市場の流動化にいつそう適合的な制度をめざしている。

強制力に目を向けることで、私たちの視野はふたたび広がる。外国人労働力導入制度のもっとも重要な強制力は、貧困な人びとを国境で止め、領域から排除する場面で作用する。その目的は、「周辺」地域の労働力を利用するが、かれらの低賃金を支える貧困の侵入は阻むこと、である。だとすれば、外国人労働者の素顔とは、中米の貧困と暴力から逃れて米国との国境までたどりついた、あのキャラバンの顔、顔、顔ではないだろうか。

職場におけるハラスメント防止法制と課題



研究センター研究員
同志社大学法学部教授

上田 達子

職場におけるいじめ・嫌がらせは昔から存在するが、セクシユアル・ハラスメント（セクハラ）、パワー・ハラスメント（パワハラ）やマタニティー・ハラスメント（妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント。マタハラ）等のようにハラスメントという用語が近年一般的に用いられるようになり、いじめ・嫌がらせ、ハラスメントが社会的問題となっている。

こうしたなか、働き方改革実行計画（2017年3月28日働き方改革実現会議決定）において、職場のパワハラ防止の強化策を検討することとされたため、厚生労働省にて「職場のパワーハラスメント防止対策についての

検討会」が設置され、2018年3月に報告書（2018年厚労省報告書）が公表された（2018年厚労省報告書の概要についてはグローブ95号19頁参照）。その後、労働政策審議会での検討結果（女性の職業生活における活躍の推進及び職場のハラスメント防止対策等の在り方について）（2018年12月14日労政審報告）を踏まえて、ハラスメント対策の強化を図る労働施策総合推進法等の改正法案が国会で審議され、2019年5月29日に同改正法案が成立したので、その内容を紹介し若干の課題を述べることにしたい。

主な改正内容は、以下の通りである。（1）国の施策として、職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題の解決促進を明記したこと（労働施策総合推進法4条1項）、（2）①事業主に対して、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動が業務上必要かつ相当な範囲を超え、その雇用する労働者の就業環境が害されることのないように、当該労働者からの相談対応体制の整備等の雇用管理上の措置義務を課すこと（同30条の2第1項）、②事業主の講ずべき措置については、厚生労働大臣が指針を定めること（同3項）、（3）事業主に対して、労働者が（2）の相談を行ったこと等を理由として、当該労働者に対する解雇その他不利益取扱いを

禁止すること（同2項）、（4）（2）及び（3）に係る労働紛争について、都道府県労働局長による紛争解決援助や紛争調整委員会による調停の対象とすること（同30条の5、30条の6）、（5）労働者の就業環境を害する（2）の言動を行ってはならないことや当該言動に起因する問題（優越的言動問題）に対する関心と理解を深めるため、国はその周知・啓発等を行い、事業主は労働者が他の労働者に対する言動に注意するよう配慮し、また事業主と労働者は自らの言動に注意する責務を負うこと（同30条の3）である。セクハラとマタハラについても防止対策を強化するため、（3）及び（5）と同様の規定が設けられた（男女雇用機会均等法11条2項、11条の2、11条の3第2項、11条の4、育児介護休業法25条2項、25条の2）。

改正内容のポイントは、セクハラやマタハラの場合と同様に、法律上パワハラという用語を使用せず、パワハラ行為自体を禁止するものではないが、（2）①の通り、事業主に対して職場における優越的言動問題に関する雇用管理上の措置義務を課した点にある。（2）②の通り、事業主の講ずべき措置の具体的内容のほか、職場のパワハラの典型的な類型、取引先・顧客等の第三者からのハラスメントや著しい迷惑行為に関する相談対応等については、2018年厚労省報告書や2018年12月14日労

政審報告を踏まえて、今後厚生労働大臣が定める指針において示される。なかでも相談対応体制の整備が重要となるが、連合「仕事の世界におけるハラスメントに関する実態調査2019」（2019年5月28日公表）によれば、ハラスメントを受けた人の44%が「誰にも相談しなかった」と回答し、その理由として「相談しても無駄だと思ったから」（67・3%）が最も多い。一方で、相談窓口による対応が問題となった裁判例として、相談窓口の責任者が、問題解決にとって重要な事実の調査・確定を十分に行わなかったこと等に過失が認められた事案（A市職員（セクハラ損害賠償）事件・横浜地判平成16・7・8労判880号123頁）、パワハラ申告に係る内部通報窓口の担当従業員の不法行為責任が否定された事案（サントリーホールディングス事件・東京高判平成27・1・28労経速2284号7頁）や、企業グループとしての法令遵守体制・相談窓口体制を整備・運用している親会社は、グループ会社の従業員からの相談に対して適切に対応すべき信義則上の義務を負う場合があることを述べた事案（イビテン事件・最小平成30・2・15労判1181号5頁。結論として親会社の責任は否定）等がある。こうしたことから、いかに実効的な相談対応体制を整備・運用するかが課題となつていると思われる。

開設十年目を迎えた「京都府家庭 支援総合センター」について



京都府家庭支援総合センター所長
福井 千津

少子化や核家族化、都市化等の進行により人間関係が希薄化し、児童虐待やDV、障害、ひきこもりなど家庭での様々な悩みを抱える方が増えています。

こうした家庭を取り巻く様々な問題に総合的かつワンストップで対応するため、平成二十二年四月に京都児童相談所・婦人相談所・身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所を統合し、「京都府家庭支援総合センター」（以下、センターという。）を開設し、今年で十年目を迎えました。

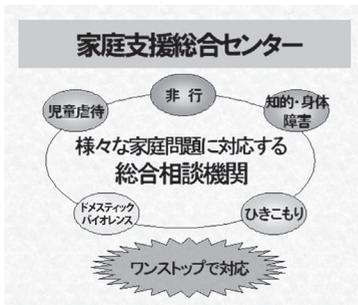
○様々な家庭問題にワンストップで対応

家庭内の問題は多岐にわたるため、様々な機関に相談する必要があります。

また、法令により個々の機関が設置されるため、例えば、知的障害、身体障害であれば、十八歳未満は児童相談所、十八歳以上は身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所に御相談いただくことになり、せっかく今まで培ってきた関係性が途絶え、御負担をおかけしていました。

さらに、DVと児童虐待は家庭内で複合的に生じることが多いですが、DVは配偶者暴力相談支援センター、児童虐待は児童相談所と事象ごとに相談機関が異なります。

精神的なダメージを受け、つらい思いで御相談にいられた方に、これまでは、あちこち何カ所も足を運んでいたとき、同じ話を何度も繰り返しし



ていただくことになっていました。

そこで、これらの相談機能を統合することにより、虐待、非行、DVなどへの「トータルな支援」が可能になるとともに、年齢によって区分されていたものが、同一機関で生涯にわたり一貫した「継続的な支援」が可能となりました。

○専門職員による専門相談

複雑、多様化する社会においては、家庭内での課題もまた、複雑、多様化しています。本センターでは、臨床心理士や精神保健福祉士をはじめ、様々な専門職員が府民の方々からの御相談に応じています。

四つの相談所を統合したことにより、専門職員を集中配置でき、専門性が向上し、より「質の高い支援」を行うことができるようになりました。

また、専門職員同士、意見交換をし、スキルを高め合うといった効果も出ています。

○関係機関との連携強化

「相談をワンストップで受ける」というセンターの利点は府民の方々だけでなく、福祉の中核機関として、関係機関との連携強化にもつながっています。

御相談者の悩みや課題を解決するためには、様々な角度から、関係機関が連携して解決に当たっていく必要があります。市町村をはじめとした関係機関同士の連携は、迅速な問題解決ができるという効果が出ています。社会の変化に伴い、家庭内の問題もますます複雑、多様化しています。

センターの設置から十年の間にも、さらなる相談機能の強化、充実を図ってきました。

今後とも、関係機関と連携を図りながら、様々な相談にワンストップで対応する、身近な相談機関としての役割を果たして参ります。



2019年度 人権大学講座

人権大学講座は、国連の「世界人権宣言」50周年を機に、1998年に開設したもので今年度で22年目を迎えます。時の話題や社会の関心事などにも視点を向け、多彩なテーマで人権問題を考えていただけるよう講座を編成しています。

*今年度も「人権大学講座」に「講座・人権ゆかりの地をたずねて」(※)を統合して実施します。

■ 講座日程表／講座内容

	月日曜	種別	時間	講座名	講師	備考
2	7月9日 (火)	講義	14:00～15:40	グローバルなインターネット企業と 個人の人權	曾我部真裕	PT 1
3	7月22日 (月)	講義	14:00～15:40	差別を維持再生産する装置としての政治制度	岡野 八代 吉田 容子	PT 4
4	8月1日 (木)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	朝鮮通信使と天皇	仲尾 宏	登録4
5	8月19日 (月)	講義	14:00～15:40	子どもの貧困と人權	村井 琢哉	PT 3
6	9月10日 (火)	ワーク ショップ	14:00～16:00	多文化共生と人權について考える ～「ひょうたん島問題」を通して～	藤原 孝章	登録5
7	9月20日 (金)	講義	14:00～15:40	『男女雇用機会均等法』発展史 ～性差別禁止立法のこれまでとこれから～	青木 克也	PT 6
8	10月15日 (火)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	京都・鴨川河原の歴史 ～「四条河原」「五条河原」に生きた人びと～	下坂 守	—
9	10月29日 (火)	フィールド ワーク	13:00～17:00	在日コリアンの歴史・現状、多文化共生、 東九条の成り立ち	南 珣賢 村木美都子 山本 崇記	—
10	11月22日 (金)	講義	14:00～15:40	外国人労働の受け入れと人權	薬師寺公夫	PT 5
11	12月13日 (金)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	海を渡った被差別民	関口 寛	PT 2
12	1月24日 (金)	講義	14:00～15:40	死刑と人權 ～死刑をどう考えるか～	大谷 實	理事長
		修了式	15:40～15:50	研究センター理事長 大谷 實		

「旧ゆかり」は、「講座・人権ゆかりの地をたずねて」のことを示しています。

※「講座・人権ゆかりの地をたずねて」：京都の各地を人權の視点から紹介し、その歴史をたどりながら学ぶ講座

備考欄 「PT」はプロジェクトチーム、「登録」は登録チームを示しています。

会場：9エルファセンター（南、東九条北松ノ木町12）

その他 ハートピア京都（中、烏丸丸太町下ル）

会場案内



講義会場

※受付：午後 1 時 30 分～

京都府立総合社会福祉会館 ハートピア京都

〒 604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町 375 番地
TEL 075-222-1777 / FAX 075-222-1778

- 京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車 5 番出口 (地下鉄連絡通路にて連結)
- 京都市バス、京都バス、JR バス
「烏丸丸太町」バス停下車 烏丸通り沿い南へ

申込方法

受講料

1 回 1,000 円 全講座一括の場合 10,000 円

(初日のシンポジウムは受講料無料)

※全講座を一括で申込みいただくと受講料が割引きとなります。

※賛助会員は無料で受講できます。

受講手続き

- 受講日前日までに、「受講申込書」(別紙)に必要な事項を記入し、郵送又は FAX で申込みの上、指定の金融機関口座に受講料を振り込んでください。複数の受講希望日をまとめて申込みが出来ます。
- 申込み及び受講料の振り込みが間に合わない場合は、当日、会場での受付も可能です。
(ただし、定員を超過している場合は受講出来ません。)

・京都銀行	府庁前支店	普通	853685
・三菱 UFJ 銀行	京都支店	普通	1222396
・京都中央信用金庫	本店	普通	1039688

申込先

公益財団法人世界人権問題研究センター

〒 604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

電話：075-231-2600 FAX：075-231-2750

E-mail jinken@khrri.or.jp

HP：<http://www.khrri.or.jp>

ボランティア人権ガイドのご案内

京都のまちには、名刹、名庭、名跡など数多くの名勝地がありますが、そこには、京都の歴史と文化の創造・発展に寄与した被差別民衆の生活史がおりなされています。さらに、朝鮮半島や中国から渡ってきた人びとが京都文化の構築に大きな役割を果たしました。

当センターでは、このような名勝地などを人権という視点でとらえ巡ることができるよう、ボランティア人権ガイドを派遣しています。

【コース一例】

■洛北コース

〈龍安寺・金閣寺・ツラッ
テイ千本・北野天満宮〉

■洛東コース

〈銀閣寺・水平社石碑・
八坂神社・清水寺・耳塚・
豊国神社〉

■洛中コース

〈千本釈迦堂・相国寺・尹
東柱石碑・護王神社・六
角堂・四条河原の阿国像〉



■洛南コース

〈東寺・柳原銀行資料館・醍醐三宝院・伏見稻荷大社〉
洛西コース

〈松尾大社・月読社・葛野大堰・天龍寺・広隆寺〉
コースは一例です。その他ご要望に応じます。



【ガイド料金】

2時間以内：2,000円 その後、1時間ごとに
1,000円を加算
ガイド料金は、ガイド終了後、担当ガイドに直接、現金
でお支払ください。

【お問合せ先】

公益財団法人世界人権問題研究センター

TEL：(075) 23112600

FAX：(075) 23112750

e-mail: jinken@khrr.or.jp

世界人権問題研究センター発行の刊行物の紹介



◎定価 1,000円(税込)
～2,000円(+税)

「人権問題研究叢書」

当研究センターが取り組む調査・研究のさらなる活性化とその成果を広く国内外に発信し、人権文化の発展に寄与することを目的に創刊しました。当研究センター研究員が調査・研究活動を通じ、人権問題を科学的に考察し論著したものです。



◎定価
8,200円(+税)

創立10周年記念出版

「散所・声聞師・舞々の研究」

当研究センターでは、1996年から9年間にわたって共同研究として「散所に関する総合的研究」に取り組みましたが、その成果をまとめました。



◎定価
1,800円(+税)

「人権歴史年表」

人権を主題として構成された年表は、ほとんど前例がないなかで人権問題を探求し、新たな人権文化の創造をめざす人々の学習の手引となるように編集しました。



◎定価
1,800円(+税)

「京都人権歴史紀行」

京都に残る人権に関わる場所、事柄、そこで生きた人々の後を訪ね、歴史を振り返るなかで、基本的人権や自由、平等、平和の大切さと、それを実現するためにどれほどたくさんの人々の努力が積み重ねられてきたかを学んでいただけます。



季刊「グローブ」(研究センター通信) 年4回発行

当研究センターの研究活動やその他事業についての報告や予定、研究課題、研究員の紹介、外部からの声などを掲載しています。



◎定価 各号
2,500円(税込)

「研究紀要」の刊行(年1回発行)

「国際的人権保障体制の研究」「同和問題の研究」「定住外国人の人権問題の研究」「女性の人権問題の研究」「人権教育の理論と方法の研究」の5部門での個人研究の成果を公表しています。



◎定価
2,000円(+税)

創立20周年記念出版

「職能民へのまなざし」

前近代社会において、「職人(職能民)」と呼ばれた人々が如何なる位置に置かれ、どのようなまなざしを向けられていたかを共同研究した成果です。



創立20周年記念式典・シンポジウム講演録

創立20周年の記念講演・シンポジウムを中心としています。



◎定価
1,500円(+税)

「歴史のなかの人権文化」

季刊誌グローブに創刊号以来、上田正昭名誉理事長が連載された歴史随想を全編収録しています。



フィールドから見る女性の身体と習俗

女性の身体に関わる出産や月経をめぐる「穢れ」について、その歴史を振り返り、見過ごされがちであった声をフィールドワークをとおして聴き取った共同研究の成果です。海外の事例もいくつかご紹介しています。

人権問題研究叢書第16号、第17号・ブックレット・講演録 刊行

叢書第16号 2018年3月刊行

問いとしての部落問題研究
— 近現代日本の忌避・排除・包摂

定価 1,500円(税別)

叢書第17号 2018年3月刊行

中近世の被差別民像 — 非人・河原者・散所

定価 1,500円(税別)

ブックレット 2018年3月刊行

考えたくなる人権教育キーコンセプト

定価 300円(税込)

世界人権宣言70周年記念シンポジウム講演録 2019年2月刊行

いま世界人権宣言を読み解く

頒価 100円(税込)



◎お問い合わせ、お申込みは下記へ



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.khrii.or.jp/> [E-MAIL] jinken@khrii.or.jp